

別記第1号様式

糸魚川市土地改良区施設使用承認申請書

令和 年 月 日

糸魚川市土地改良区 理事長 様

住 所

申請者 氏 名 ⑩

電 話 (局) 番

下記のとおり使用したいので、糸魚川市土地改良区施設等使用規程第3条により申請します。

記

1. 施設の所在及び名称

糸魚川市

2. 使用面積

3. 使用目的及び利用計画

4. 使用期間

令和 年 月 日 (又は承認の日) から

令和 年 月 日 まで

5. 使用料

6. その他参考となる事項

承 認 書

糸 土 改 第 号

令和 年 月 日

上記申請の施設使用について下記条件を付して承認する。

糸魚川市土地改良区 理事長

1. 使用面積

2. 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 使用料

4. その他の条件 別記のとおり

※枠内は記入しないで下さい。

別 記

施設使用承認条件書

糸魚川市土地改良区

1. 工事に着手しようとするときは、3日前（道路の通行の禁止又は制限を伴う場合は7日前）に土地改良区備付けの用紙により着手届を提出し、工事实施上の指示を受けること。
2. 工事中は交通止等のないよう配慮し、道路交通の円滑な確保に努め、危険防止のため保安上必要な措置を講ずること。特に夜間においては赤色燈を設置し、危険区域を標示すること。
3. 工事の施工により他に損害を与えた場合は、使用者の費用負担において処理すること。
4. 工事が完了した場合は土地改良区備付けの用紙により地元管理者の確認を得た工事完了届を提出し、検査を受けること。なお、届出に際し工事着手前、工事中及び工事完了後の写真を添付すること。
5. 使用する土地の区域境界柱を建植すること。
6. 使用料は、指定期限までに納入すること。
7. 使用料は、期間中であっても変更することがある。
8. 使用物件は施設管理上及び農耕上支障を生じないように維持管理すること。
9. 修繕工事等のため使用物件を変更しようとする場合は、あらかじめ変更届を提出すること。
10. 使用者は、その権利を他人に譲渡しようとするときは、譲渡を受けようとする者と連名で譲渡承認申請書を提出し、承認を受けること。
11. 住所又は氏名を変更したときは、速やかに住所氏名変更届を提出すること。
12. 使用期間が満了した場合又は使用を廃止した場合は、当該使用物件を取り払い、施設を原状に回復すること。
なお、この場合あらかじめ理事長に届け出て必要な指示を受けること。
13. 使用期間の満了後引き続き使用するとき、当該期間満了の1カ月前までに期間更新の申請をすること。
14. 施設工事又は施設管理上その他公安上必要があると認めるときは、承認を取り消し、若しくは承認内容を変更、取払い等を命ずることがある。これに係る原状回復その他の工事は、使用者の費用負担において行うこと。
15. 当該物件及び工事が起因して、施設及び周囲の物件に影響を生じた場合等においては、施設使用者の責任と費用において施設管理者の指示に従い、復旧等の措置をするものとする。
16. その他土地改良区で指定する事項。

※この承認書は、使用を廃止するまで大切に保管して下さい。

※家庭用雑排水を公共下水道へ接続した場合は、廃止の手続きをして下さい。

（廃止の申請を提出された月の翌月から終了期間までの使用料を還付致します。）